

亀山市告示第55号

亀山市高齢者等介護用品支給事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市高齢者等介護用品支給事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市高齢者等介護用品支給事業実施要綱（平成17年亀山市告示第118号）の一部を次のように改正する。

第2条中「対象者は、」の次に「この事業により介護用品の支給を受けようとする年度（4月から6月までにあつては当該年度の前年度）の市民税が非課税である」を、「有する」の次に「在宅の」を加え、同条第1号及び第2号中「在宅の」を削り、同条第3号を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項において「在宅の者」とは、自宅が生活の場となっている者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当するときを除く。

- (1) 疾病等により医療機関に入院したとき。
- (2) 介護保険法第8条第24項に規定する介護老人福祉施設、同条第28項に規定する介護老人保健施設又は同条第29項に規定する介護医療院に入所したとき。
- (3) グループホーム、ケアハウス、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅に入所したとき。

第3条中「支給するおむつ等の介護用品（以下「介護用品」という。）を」を「介護用品を支給する事業であつて」に改め、「自宅へ」の次に「介護用品を」を加える。

第4条の見出し中「及び数量」を削り、同条中「及び数量」を削り、「別表のとおり」を「紙おむつ、尿取りパッド、フラットタイ

プ、ウェットティッシュ及び介護用シート」に改める。

第5条中「前条に定める数量」を「前項の限度」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

この事業により支給する介護用品の総額は、1の年度につき対象者1人当たり60,000円に相当する額を限度とする。

第9条第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときにあつては、市長が特に必要と認めたときを除く。

第9条第1項第3号を削り、同条第2項中「又は第3号」を削り、同条に次の1項を加える。

3 市長は、この事業の利用者が第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該利用者に対する介護用品の支給を中止し、高齢者等介護用品受給資格喪失通知書（様式第4号）により当該利用者に係る第7条の規定によりこの事業の利用の決定の通知を受けた希望者に通知するものとする。

様式第1号中「年齢 おむつ使用状況 在宅」を「年齢 おむつ使用状況 在宅 課税・非課税」に、「市職員等が」を「市職員が利用者の市民税の課税状況を調査し、及び」に改める。

様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第4号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

亀山市長



高齢者等介護用品受給資格喪失通知書

年 月 日付け 第 号で決定しました介護用品の支給
について、下記のとおり受給の資格を喪失しましたので通知します。

記

利用者氏名

資格喪失年月日

資格喪失理由

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。